

舞子公園 管理水準書

〔 本 編 〕

令和6年7月

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所
兵庫県まちづくり部公園緑地課

目 次

公園の概要	1
I 管理方針	2
1. 「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」の遵守	2
2. 施設管理方針	3
3. 運営管理方針	3
II 維持管理	4
1. 植物管理	4
第1節 樹木管理	4
第2節 芝生管理	6
第3節 草花管理	6
第4節 草地管理	7
2. 施設管理	8
第1節 日常点検	8
第2節 定期点検	9
第3節 法定点検	9
第4節 有料施設管理	10
第5節 施設修繕	15
3. 占用施設について	15
4. 清掃	15
第1節 建築物等清掃	15
第2節 園内清掃	16
III 運営管理	18
1. 管理体制	18
2. 安全巡視	18
3. 利用の指導	18
4. 利用料金等の徴収	19
5. 利用の許可	19
6. 利用の増進及び住民参画の取り組み	20
IV 緊急時の対応	22
1. 災害・事故への対応	22
2. 警備	23
3. 損害保険への加入	23
V その他	24
1. 県への報告	24

2. 県への損害賠償	25
3. 指定管理業務以外の業務	25

舞子公園 管理水準書

公園の概要

公園名：舞子公園（風致公園）

所在地：神戸市垂水区東舞子町

開園面積：7.8 ha

概要：

舞子は、平安の御代に平清盛もしくは在原業平の命名と伝えられ、明石海峡を望む白砂青松の景勝は多くの詩歌に詠まれ文学に登場した。舞子公園は、県立公園第1号として、明治33年（1900年）に開設された風致公園である。明治から昭和初期にかけ、阪神間有数の行楽地として賑わったが、高度成長期の都市化の影響を受け、当時砂浜と多くの老松が失われた。

しかし、明石海峡大橋の開通により舞子公園は大きな変貌を遂げ、世界最大級の吊り橋を望む雄大な海峡風景など、大橋の袂の観光スポットとして再び注目を集めるようになった。

さらに地域ゆかりの歴史的建築物の保存も進められ、大正4年に上棟され、舞子の六角堂として親しまれてきた「移情閣」、昭和戦前期の数奇屋造の近代和風住宅である「旧木下家住宅」、明治末期の西洋館である「旧武藤山治邸－旧鐘紡舞子倶楽部－」の3館が公開されている。

これにより和・洋・中の文化・生活、海上プロムナード（明石海峡大橋）を含め、明治・大正・昭和、そして平成の時代を感じさせる歴史的建造物が公園内に集積されることになった。

恵まれた景観資源や歴史・文化資源を有効に活用し公園の活性化を進め、新たな観光ツーリズムの拠点として、地域に親しまれる公園づくりを目指す。

主要施設：資料編(P1)参照

利用状況：

年間利用者数：約200万人、年間を通じて月13万人を越える。

繁忙期：24万人／月、閑散期：13万人／月（令和5年度実績）

利用者傾向：人気の観光スポットであり、国内はもとより、東アジアを中心とした海外からの観光客も多く、学童遠足や家族連れの利用も多くみられる。このほか、ジョギングや犬の散歩等、近隣からの利用も多い。

I 管理方針

1. 「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」の遵守

県は、平成28年6月に策定した「兵庫県都市公園の整備・管理運営基本計画（ひょうごパークマネジメントプラン）」に基づき、県立都市公園の整備及び管理運営を行うこととしている。

指定管理者は、この基本計画を踏まえた都市公園の管理運営を行うこと。

※「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画（ひょうごパークマネジメントプラン）」は兵庫県のホームページを参照すること。

HPアドレス：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks24/parkplan.html>

〈兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画〉

I 活力あふれる地域づくりに資する公園

- ①地域の活性化をもたらす公園づくり
- ②地域文化の保全・継承、新たな芸術文化を創造する公園づくり
- ③元気で健康的な生活に資する公園づくり

II 子育てに資する公園

- ④子育て世代を支援する公園づくり
- ⑤子どもを育む公園づくり
- ⑥3世代が楽しめる公園づくり

III 環境との共生に資する公園

- ⑦自然環境等を守り・生かす公園づくり
- ⑧環境との共生を学ぶ場としての利活用

IV 安全安心な地域づくりに資する公園

- ⑨安全な暮らしを支える防災拠点としての利活用
- ⑩安心地域づくりに役立つ公園づくり
- ⑪誰もが楽しく安心して利用できる公園づくり

V 持続可能なパークマネジメントの推進

- ⑫効率的な老朽化対策の計画的な推進
- ⑬社会変化を踏まえたリノベーション等の推進
- ⑭施設間連携、民間活力等の連携による効率的・効果的な事業推進
- ⑮より良いサービスを提供する管理運営体制等の工夫
- ⑯県民の参画と協働の活動を推進する仕組みの工夫
- ⑰効果的な広報の推進
- ⑱公園づくりの評価等の推進

2. 施設管理方針

本公園には、明石海峡大橋の添架施設である「舞子海上プロムナード」や人工地盤の「舞子デッキ」、「地下駐車場」、文化財である「旧木下家住宅」・「旧武藤山治邸」など、他の公園に見られない特殊な施設がある。

施設や設備については、利用者が快適かつ安全に利用できるよう、常に清潔に保ち、機能を正常に保持するために、適正な管理と保守点検を実施すること。

3. 運営管理方針

利用者の満足度を高め、期待に応えるため、常に利用者の声に耳を傾け、反映できるものは積極的に取り入れ、すべての利用者に対して平等かつ公正な態度で運営を行うこと。

本公園は、松林や海峡風景など素晴らしい景観や年間約 23 万人が訪れる「舞子海上プロムナード」のほか、「孫文記念館（管理許可施設）」、「旧武藤山治邸」、「旧木下家住宅」といった歴史的建造物が整備されるなど、歴史・文化・観光資源が集まった魅力ある公園である。恵まれた景観資源や歴史・文化資源を有効に活用し、公園の活性化を進めるとともに、国内はもとより、国際観光ツーリズムの拠点と、地域に親しまれる公園づくりを目指すこと。

運営管理にあたっては、恵まれたロケーションや公園の魅力を活かすため、地域住民、周辺施設、民間企業等と積極的に連携するなど、公園施設を有効活用した公園の利用促進、活性化を目指す。

特に周辺施設との連携については、歴史的建造物をテーマに「孫文記念館（管理許可施設）」と連携した 3 館連携、明石海峡大橋をテーマに「橋の科学館」との連携は欠かせないものである。その他、アジュール舞子等の本公園外の周辺施設についても連携に向けた検討を積極的に行い、地域の魅力向上を図ること。

II 維持管理

以下、管理頻度等については標準値を示す。

1. 植物管理

第1節 樹木管理

公園利用者の安全と快適性の確保や周辺交通への安全確保、隣接地への影響を考慮して、剪定・枝下ろし・枯損木の処理・害虫防除等の適切な管理を行う。

1.1 管理対象範囲

公園全体の樹木を対象とし、資料編「樹木管理図(P4)」及び「樹木総括表(P5～P7)」を参照すること。

1.2 高木剪定

自然樹形を活かすことを基本とし、樹木の健全な生育、園内景観の形成及び利用者の安全確保を目的として行う。

特に松林については、地域の歴史と景観のシンボルとして親しまれており、これに配慮した管理を行う。

(1) 適用範囲：資料編「樹木管理図(P4)」に示す高木の範囲

仕立て松剪定（約 200 本）

(2) 頻 度：適宜（標準 1 回/年）

(3) 留意事項

- ① 園路・広場等の樹木管理については、樹木の日常点検を行い、倒木、枝折れ等を未然に防ぎ、公園利用者の安全を確保すること。
- ② 道路等、周辺交通に対して影響のある樹木については、日常点検を行い、道路構造令等に示される建築限界等を侵さないよう剪定等の管理を行うこと。また周辺交通管理者から要請があった場合は、速やかに対応すること。
- ③ 隣接民地についても、上記と同様に樹木剪定を行うこと。
- ④ 上記①～③の剪定に関しては、樹形を損なうような強剪定を行うことなく、公園樹木としての美観・樹形に配慮した、適切な剪定を行うこと。

1.3 低木剪定

低木の植樹目的に応じ適切に管理を実施する。花木は、園内景観の形成において重要であり樹種に応じた適切な剪定を行う。生垣については、その設置目的に応じて剪定を行う。また、利用者の安全確保の観点からの管理を行うこと。

(1) 適用範囲：資料編「樹木管理図(P4)」に示す低木の範囲（延べ 9,500 m²）

(2) 頻 度：適宜（標準 1 回/年）

(3) 留意事項

- ① 樹木の特性に応じた適切な管理を行う。特に花木類を刈込む場合は、花芽の分化時期と着生位置に注意すること。また、また、園路沿い等、園内景観の形

成において、重要な部分については特に留意する。

- ② 機械刈りを行う場合は、必要に応じて刈込み後に刈込みバサミ等により切返し剪定を行い、樹冠を整えるとともに鋭角的な切り口を残さないなど刈後の安全に配慮すること。

1.4 施肥

育成に必要な養分の補給となる元肥、樹木の生長に必要な養分を施すほか、開花後の樹勢回復のため、必要があれば適宜追肥を施すこと。

- (1) 頻度：適宜
- (2) 施肥実施における留意事項

樹木の特性、生育状況に応じ、適切な方法、時期、肥料の種類により施肥を行うこと。

1.5 病虫害防除

日常の巡視において、病虫害の早期発見に努め農薬の使用は極力控える。病虫害の発生場所、発生規模によりスポット的な散布等により早急に対応する。

また、クビアカツヤカミキリの発生を確認した場合は、神戸土木事務所（以下、「県担当部署」という。）と協議の上、必要な措置を講じること。

- (1) 適用範囲：資料編「樹木管理図(P4)」に示す高木、低木の範囲
- (2) 頻度：発生状況により適宜行う。
- (3) 留意事項
 - ① 薬剤の使用に関しては、農薬取締法等の農薬関連法規及びメーカーで定めている使用安全基準、使用方法を遵守すること。
 - ② 薬剤の種類は、病虫害の種類・状況に応じて決定すること。
 - ③ 事前に来園者及び周辺等にあらかじめ周知を行うこと。作業は来園者の少ない時間帯に行い、作業に際しては看板や張り紙等を設置し来園者に注意を喚起する。
 - ④ 散布に際しては、周囲の対象植物以外のものかからないよう十分注意して行う。
 - ⑤ 旧木下家住宅の庭園部については、薬剤による害虫駆除は行わないこと。害虫駆除方法については、県の指示により決定すること。
 - ⑥ 公園周辺でマツクイムシの被害が確認された場合は県と協議のうえ、マツクイムシ被害予防を適切な方法で実施すること。

1.6 枯損木処理

枯損木処理にあたっては周辺樹木、施設、工作物等を損傷しないよう、また利用者の安全確保も十分考慮し注意深く行う。また実生木については除去する。

1.7 庭園管理（旧木下家住宅）

旧木下家住宅の庭園部においては、樹木医の指導を受け、平成 18 年度より庭園再生を進めてきた。

庭園管理に際しては樹木医の指導を受けるなど、旧木下家住宅と調和した適切な管理に努めること。

特にマツについては、公園の象徴として、その保全に努めること。

第 2 節 芝生管理

各芝生地の利用状況、設置目的、利用特性に応じた適切な管理を行い、利用者が快適に過ごせる空間を維持する。

2.1 管理対象

(1) 適用範囲：資料編「芝地草地管理図(P8)」参照

(2) 面積：36,200 m²

（南地区 13,700 m²、中央地区 12,000 m²、北地区 7,300 m²、東地区 3,000 m²、西地区(旧木下家住宅) 200 m²）

(3) 頻 度：

芝生地の利用状況に応じた適切な管理を行い、利用者が快適に過ごせる空間を維持できる範囲で設定する。

- ① 芝 刈 : 2 回/年
- ② 施 肥 : 適宜
- ③ エアレーション : 1 回/年
- ④ 目土かけ : 1 回/年
- ⑤ ブラッシング : 1 回/年
- ⑥ 除 草 : 適宜
- ⑦ 灌 水 : 適宜

2.2 留意事項

- (1) 芝刈り作業を行う際は、十分に安全確保を行うこと。
- (2) 樹木の株元、柵類の周辺など機械刈りに適さない箇所は、適宜手刈りとする。
- (3) 施肥については肥料やけを起こさぬよう配慮すること。
- (4) 芝カス、エアレーションコアなどは快適な公園利用に支障を及ぼさないよう適切に処分すること。
- (5) 目土は、植物片、ガレキなどの混入が無いものを使用する。必要に応じてふるい掛けした目土用土を使用すること。

第 3 節 草花管理

草花は公園の華やかさを演出する重要な修景要素であり、舞子デッキ、舞子海上プロムナード周辺、旧武藤山治邸などにおける花壇やフラワーポット等の草花の管理

を適切に行う。

適期に適切な植替えを行うことにより、季節感のある草花の演出に努める。また、多年草については状況に応じて株分け、植替えを行う。

3.1 適用範囲

(1) 適用範囲：舞子デッキ、舞子海上プロムナード、旧武藤山治邸庭園

(2) 頻 度

- ① 花苗植栽：3回／年
- ② 花壇点検：適宜
- ③ 灌 水：適宜
- ④ 施 肥：適宜（植替え時は必ず実施）
- ⑤ 花殻摘み：適宜
- ⑥ 除 草：適宜

3.2 留意事項

- (1) 花苗は発育良好で病虫害に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、株立がしっかりし、細根の多く発生している、徒長していない整一な形態のものを使用すること。
- (2) 育成する植物の選択にあたっては、人に害や毒のあるもの、植物自体にトゲのあるものはさけること。
- (3) 植物の処理については、古株、雑草等は根より掘起し、土を払った後、適切に処理すること。

第4節 草地管理

景観的配慮、利用状況を踏まえ快適な公園環境を維持すべく、適切に草地管理を行う。

4.1 適用範囲：

公園全域（資料編「芝地草地管理図(P8)」に示す草地などの範囲）

4.2 草刈を行ううえでの留意事項

- (1) 植物、施設等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈込むとともに、植込地、構造物周辺等については、必要に応じて人力抜根除草により対応すること。
- (2) 植物、施設等の周辺も刈残しのないよう仕上げる。また、それらにからんでいるツル性雑草もきれいに除去する。
- (3) 刈草、刈跡は快適な公園利用に支障を及ぼさないよう適切な処理を行う。

2. 施設管理

公園施設については、利用者が安心して快適かつ楽しく公園を利用できるように良好な状態を維持すること。

このため、以下に示す施設毎に、主として目視による日常点検に加え、法定点検及び施設の性能維持を目的とした定期点検を実施する。

実施にあたっては「公園施設の点検表」を指定管理者において作成し、管理を行う。

第1節 日常点検

職員などが日常的に行う点検であり、主として、目視・触診、必要に応じて打診・聴診等を行い、施設の変状や異常の有無を調べること。

1.1 対象範囲（公園全域の施設を対象とし、公園台帳を参照とすること）

(1) 建築物

（舞子海上プロムナード、地下駐車場、管理事務所、便所、旧木下家住宅、旧武藤山治邸〔公園台帳図面、旧木下家住宅図面、旧武藤山治邸図面参照〕）

(2) 樹木（中高木）

(3) 工作物（休憩所（あずまや等）、ベンチ、柵類、遊具など）

(4) 雨水排水、汚水排水設備

(5) ガス、給水設備

(6) 電気・機械設備、高圧受電設備

(7) 非常用発電設備

(8) 消防設備

(9) エレベーター設備

(10) その他、公園台帳及び旧木下家住宅竣工図、旧武藤山治邸竣工図に記載のある施設・設備

1.2 頻度

1回/日（遊具は少なくとも1週間毎に打診・聴診等の点検も併せて行うこと）

1.3 留意事項

(1) 遊具については、「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2024）」（一般社団法人 日本公園施設業協会）に準じて行うこと。また、点検結果及び点検により使用不可と判定された遊具の対応状況について、県担当部署へ報告すること。

(2) 樹木については、「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」（平成29年9月、国土交通省）に準じて行うこと。また、来園者の利用が多い箇所（園路沿い、遊具周辺等）を中心に、巡視による倒伏、落枝等の点検を行うこと。

(3) ガス漏れ等の異常を発見したときは、直ちにガス供給者に連絡し適切な処置を行うこと

(4) 点検の範囲や頻度に応じた点検表に基づき点検を実施すること。

(5) 点検により異常が発見された場合は、すみやかに必要な修繕等の措置を講ずるとともに、措置を講ずるまでの間に事故が発生しないように対応すること。

第2節 定期点検

専門技術を有する者が目視・触診や打診・聴診により、または用具・測定器具を使用し、施設の作動、損耗状況、変形等の異常について調べ、劣化判定及び診断をおこなうこと。

2.1 対象範囲

- (1) 建築物
- (2) 樹木（中高木）
- (3) 工作物（休憩所（あずまや等）、ベンチ、柵類、遊具など）
- (4) 雨水排水、汚水排水設備
- (5) ガス、給水設備
- (6) 電気・機械設備、高圧受電設備
- (7) 非常用発電設備
- (8) 消防設備
- (9) エレベーター設備
- (10) その他、公園台帳及び旧木下家住宅竣工図、旧武藤山治邸竣工図に記載のある施設・設備

2.2 頻度

高圧受電設備、消防設備、エレベーター設備：1回/月

非常用発電設備：3回/年

その他：2回/年

（ただし、樹木、雨水排水設備、給水設備については、1回/年）

2.3 留意事項

- (1) 遊具については、「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2024）」（一般社団法人日本公園施設業協会）に準じて行うこと
- (2) 樹木については、「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」（平成29年9月、国土交通省）に準じて行うこと。
- (3) 点検の範囲や頻度に応じた点検表に基づき点検を実施すること。
- (4) 点検により異常が発見された場合は、すみやかに必要な修繕等の措置を講ずるとともに、措置を講ずるまでの間に事故が発生しないように対応すること。

第3節 法定点検

法令等に基づき、義務づけられている定期的な検査等

3.1 対象法令

- (1) 建築基準法
- (2) 電気事業法
- (3) 消防法
- (4) 水道法

- (5) 労働安全衛生法
- (6) ボイラー及び圧力容器安全規則
- (7) 建築物の衛生的環境の確保に関する法律
- (8) その他上記に記載の無い各法令

3.2 頻 度

各法令等に基づく頻度

3.3 留意事項

- (1) 電気事業法第 43 条第 1 項に定める指定管理者が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を有資格者により実施すること。
- (2) 低圧電路の絶縁状態について、専門業者等による監視を行うこと。
- (3) 点検により異常が発見された場合は、すみやかに必要な修繕等の措置を講ずるとともに、措置を講ずるまでの間に事故が発生しないように対応すること。

第 4 節. 有料施設管理

4.1 海上展望施設（舞子海上プロムナード）

遊歩道、展望広場、海上 47m の丸木橋、展望ラウンジ等（建築面積 910.㎡、
延床面積 3,183.09 ㎡、鉄骨造、平成 10 年 3 月建築）

(1) 点検業務

橋梁の専門業者により明石海峡大橋の点検に準じた項目で保守点検を行い橋全体の維持、保守のレベルとの整合性を図る。

- ① 巡回点検頻度 : 1 回/月
- ② 基本点検頻度 : 1 回/年（橋梁設備の外側作業車や高所作業車による点検）
- ③ ITV 点検頻度 : 2 回/年（主塔添架の I T V 設備）

(2) 運營業務

施設運営に係る全ての業務について行う。

4.2 駐車場

第 1 駐車場：普通車 77 台、大型車 12 台

地下駐車場：普通車 121 台

(1) 管理業務

- ① 頻 度：1 回以上/日
- ② 管理内容：
照明点灯・消灯、事務所・地下駐車場・精算機機械警備解除・セット、精算機点検・売上金精算、ゲート開閉点検・開放・閉鎖、駐車場出入口開放・閉鎖、場内清掃、場内巡回（車上荒らし監視・トイレ等付帯施設の異常有無確認等）

(2) 対応業務

- ① 頻 度：適宜

② 対応内容：

普通車の入場誘導、大型バス誘導・集金、精算機及び場内トラブル等対応

4.3 和風住宅（旧木下家住宅）

(1) 施設概要

① 敷地面積：2,290 m²

② 建 物

・ 建築年：昭和 16 年、18 年

・ 構 造：

〔主屋〕 数奇屋造木造平屋一部 2 階建

〔土蔵〕 土蔵造 2 階建

〔納屋〕 木造 2 階建

	主屋	土蔵	納屋	外便所	計
1 階	276.02m ²	23.66m ²	22.97m ²	1.29m ²	323.94m ²
2 階	62.17m ²	23.66m ²	22.97m ²		108.80m ²
延床面積	338.19m ²	47.32m ²	45.94m ²	1.29m ²	432.74m ²
建築面積	284.51m ²	23.66m ²	34.34m ²	1.29m ²	343.80m ²

〔管理棟〕 平成 21 年築、鉄筋コンクリート造 地下 1 階地上 1 階

	管理棟
B 1 階	33.72m ²
1 階	40.11m ²
延床面積	73.83m ²
建築面積	101.07m ²

③ 庭園部

植栽地：1,250 m²、芝生地：200 m²、広場：100 m²、園路：300 m²

④ 文化財

国登録有形文化財（平成 13 年 11 月 20 日登録 主屋、土蔵、納屋、外便所）

(2) 運営方針

① 県及び淡路景観園芸学校、地元地域等と連携した、運営・利活用を進める。

② 歴史的文化遺産として、また県民共有の財産として、恒久的に保存継承していくとともに、都市公園での歴史的文化遺産の保全の意義を広く発信する。

③ 本建物は、体験学習施設であり、利活用型の文化財として、展示型施設ではなく、建物の価値を十分理解し、積極的な利活用を進めることで、建物の魅力を十分に引き出し、生きた建物として公開する。

④ 昭和の生活様式を色濃く残す屋敷構や和風住宅としての魅力を十分に活かすため、本建物に保管されている掛け軸、飾り皿等の備品を有効に活用し、利用者が四季折々の風情を楽しめる空間を創り公開する。

(3) 業務内容

① 施設運営

- ・開館、閉館の準備
- ・来館者対応：受付、施設説明・案内
- ・問合せ対応：施設、イベント等
- ・利活用プログラムや講座に関する企画運営：
行政その他関係者、文化団体、地元住民、ボランティア等の調整を含む
- ・ボランティアの管理運営：
募集、調整、連絡、情報管理等に関する事務

[留意事項]

- ・お茶会等、茶室を利用する際は、電気式の炉釜を原則利用すること。ただし、県が認めた場合は、火気の利用を特別に許可する場合がある。

② 庭園管理

[項目・頻度]

灌水、除草、清掃、竹処理：適宜

[留意事項]

灌水作業は、エリアにより土壌水分条件が異なるため、植物の生育状態に注意し、エリア毎の灌水量、頻度等を設定すること。

③ 施設管理

主屋及び土蔵、納屋は、昭和戦前期に建築された数奇屋造和風建築を保存修理したものである。

[内容、頻度]

- ・巡視点検：1回/日
- ・日常清掃：1回/日
- ・室内除湿：天候・季節に応じて適宜

[留意事項]

- ・施設、庭園部の安全点検を行うとともに、見学者の行動等にも目を配ること
- ・建具等の取扱いは充分注意し、不具合等を発見した場合は、速やかに県に報告し対応を協議すること。
- ・利用者に不快感を与えないように施設環境を良好に保つこと。
- ・清掃時に掃除機を使用する場合は、移動時に建具等の凸部、壁等にキズをつけないように充分注意すること。
- ・天井や照明器具等の清掃は、から拭き・ハタキがけを行い、クモの巣やホコリを取り除く。
- ・敷地東側の神戸市道の通行に支障を来さないように、適宜清掃・除草等を行うこと。
- ・納屋東のクスノキについては、枝の伸長状況を把握し、山陽電車に影響のない整枝を行うこと。作業に際しては、山陽電気鉄道株式会社と協議のう

え実施すること。

- ・晴天時には、納屋の倉庫及び土蔵の換気を行うこと。
- ・過度な湿度は建物に悪影響を与えるため、日常の換気及びエアコンにより除湿を行うこと。ただし、過度な除湿も建物部材に反り等の悪影響を及ぼすため、適度な湿度を保つこと。

4.4 西洋館（旧武藤山治邸）

(1) 施設概要

① 敷地面積：1,280 m²

② 建 物

- ・旧武藤山治邸（移築復元）

建築年：明治40年（平成8年移築、平成22年移築）

建築形式：木造2階建（コロニアル様式）

建物規模：建築面積173.60 m²、延床面積269.68 m²

- ・管理棟（新築）

建築様式：木造一部鉄筋コンクリート造2階建

建物規模：建築面積119.05 m²、延床面積152.76 m²

- ・渡廊下（新築）

建築様式：鉄骨造1階建

建物規模：建築面積9.94 m²、延床面積9.94 m²

③ 文化財価値

国登録有形文化財（洋館：平成23年7月）

(2) 運営方針

- ① 県及び神戸大学、淡路景観園芸学校、地元地域等と連携した、運営・利活用を進める
- ② 歴史的文化遺産として、また県民共有の財産として、恒久的に保存継承していくとともに、都市公園での歴史的文化遺産の保全の意義を広く発信する
- ③ 本建物は、体験型学習施設であり、利用型の文化財として、展示型施設ではなく、建物の価値を十分理解し、積極的な利活用を進めることで、明治期の建物の魅力を十分に引き出し、生きた建物として公開する

(3) 業務内容

① 施設運営

- ・開館、閉館の準備
- ・来館者対応：受付、施設説明・案内
- ・問合せ対応：施設、イベント等
- ・ライトアップ：建物及び周辺園地のライトアップ
(期間：毎日 日没後～21時まで)
- ・利活用プログラムや講座に関する企画運営：

- 行政その他関係者、文化団体、地元住民、ボランティア等の調整を含む
- ・ボランティアの管理運営：募集、調整、連絡、情報管理等に関する事務
- [留意事項]

- ・本館には、取扱に注意が必要な備品（美術品及び調度品）が多数保管されている。一部の備品についてはお茶会等、イベントで利用することができるが（資料集参照）、備品利用に際しては、県と事前に協議を行うこと。
- ・書籍については、一般開架は行わないこと。ただし、県が認めた場合（学術、研究等）は特別に許可する場合がある。
- ・館内にある椅子は、いずれも文化財に準ずる物のため、お茶会等、イベントを行う場合は、1回／月程度とする。また、その他館内備品（調度品）を取扱にも十分注意すること。
- ・館内でイベントを行う際は、文化財の保全、参加者のマナー向上に努めること。また、飲食を伴うイベントを実施する際などは、内容により年齢制限を設けること。
- ・館内での火気の使用は禁止する。お茶会等、イベント利用の際は別棟で給湯機等を使うこと。

② 施設管理

旧武藤山治邸は、明治 40 年に建築された西洋館を移築復元したものである。建具は当時のものを再利用し、壁は漆喰仕上げであるなど、伝統的建築技法を用い復元されている。また当時の絵画、調度品等を展示している。

[内容、頻度]

- ・巡視点検：1 回/日
- ・日常清掃：1 回/日
- ・室内除湿：天候・季節に応じて適宜

[留意事項]

- ・施設、庭園部の安全点検を行うとともに、見学者の行動等にも目を配ること。
- ・建具等の取扱いは充分注意し、不具合等を発見した場合は、速やかに県に報告し対応を協議すること。
- ・利用者に不快感を与えないように施設環境を良好に保つこと。
- ・清掃時に掃除機を使用する場合は、移動時に建具、家具等の凸部、壁にキズをつけないように充分注意すること。
- ・材質（木部、金物、布、石造など）、箇所（高い所、家具の造作、壊れやすい建具）に応じた適切な清掃用具、洗剤を使用すること。
- ・木製の建具、家具・調度は、から拭き、ハタキがけを原則とする。
- ・過度な湿度は建物、絵画に悪影響を与えるため、日常の換気に努めること。ただし、エアコン使用については、建物部材に悪影響を与えないよう、適切な湿度を保つこと。

第5節 施設修繕

施設の破損等の異常を発見したときは、日常的な維持管理に必要な修繕^{※1}を指定管理者が速やかに行う。大規模な修繕・改修^{※2}が発生した場合は、指定管理者は応急処置により速やかに安全を確保する。指定管理業務に係る県と指定管理者の責任分担は、募集要項に示す「責任分担表」の通りとする。なお、県と指定管理者の責任分担に疑義がある場合、又は責任分担表に定めのない事項が生じた場合は、県と協議のうえ修繕工事費負担区分を決定する。施設の耐用年数及び補修サイクルを補修の目安とする。

※1 日常的な維持管理に必要な修繕とは、「施設又は設備の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実質上支障のない状態まで回復させることとし、消耗品の交換を含むもの」とする。

※2 大規模修繕・改修とは、日常的な維持管理の範囲を超える修繕とする。

[留意事項]

R7～11 年度の間には施設・設備の老朽化が進行している下記の設備・機器等の更新工事を計画している。なお、この工事は県負担工事であり、計画内容、時期及び工程が確定していない。

現時点では、大阪・関西万博閉会以後に1年間程度を想定しており、その間は海上プロムナードが閉鎖となる見込みである。

これらの工事の実施にあたり、事前に指定管理者との調整の上、施設利用に極力影響を与えないように工事実施時期や工事工程等の調整を行うが、工事内容により施設の利用を制限する可能性がある。また、この工事や施設の利用制限による利用者減少があったとしても、その補償・補填は行わないため、資料集に記載の実績額等を参考に収支計画を作成すること。

- ・海上プロムナード非常用電源設備更新工事
- ・海上プロムナード美装化工事
- ・海上プロムナード受変電設備更新工事
- ・海上プロムナード機械・電気設備等更新工事
- ・園路照明設備更新工事

3. 占用施設について

占用施設は公園台帳により確認の上、管理区分を把握する。

占用施設は占用者が管理を行う。指定管理者が占用施設の異常等を発見した時は、公園利用者の安全を確保すると共に、占用者及び県に連絡する。

4. 清掃

第1節 建築物等清掃

1.1 管理事務所、舞子海上プロムナード、地下駐車場、旧木下家住宅、旧武藤山治邸

- (1) 頻度： 日常清掃1回/日

定期清掃 2回/年

(2) 内容：

利用者に不快感を与えないよう施設環境を良好に保つため、壁、床、ドア、天井等の日常清掃及び、ワックスがけ、窓拭き、樋の落葉除去（旧木下家住宅）等必要な定期清掃を行う。

1.2 便所

(1) 頻度：日常清掃 1～2回/日（利用状況により調整）

※舞子海上プロムナードは土日祝 2回/日

(2) 内容：

利用者に不快感を与えないよう汚物の処理、洗剤を使つての便器、手洗い、壁、床、ドア等の清掃及びトイレトーパー、消毒液、脱臭剤等の補充を行う。また定期的に施設の消毒を実施する。

1.3 工作物清掃

(1) 頻度：適宜

(2) 方法：

工作物周辺の掃き掃除及びゴミ拾いを実施する。必要に応じてベンチなどの拭き掃除も行う。また定期的に、照明器具周辺等のくもの巣除去などの作業も適宜実施し工作物の良好な状態を維持する。

第2節 園内清掃

2.1 園内清掃

(1) 適用範囲：公園全域（清掃区域図〔資料編(P9)〕参照）

面積：

対象エリア	面積
園路	29,800 m ²
広場	15,000 m ²
駐車場	10,020 m ²
法面	1,100 m ²
その他園地	28,160 m ²
計	84,080 m ²

(2) 頻度：利用状況、天候等に応じて適宜

(3) 方法：

① 園内清掃

園内の紙屑、空カン、ビン、落葉、枯枝等の不要物を収集、所定箇所へ運搬して分類を行う。清掃及びゴミの集積回数は、公園利用状況に応じ利用者に不快感を与えないように常にきれいな状態を維持できるように設定すること。県の指導がある場合は、これに従うこと。

② ゴミ処分

関連法令等を遵守し、事業所系一般廃棄物として処分すること。

2.2 雨水排水施設清掃

(1) 適用範囲：排水施設 開渠側溝、排水会所

(2) 頻 度：

利用状況、天候・季節（特に梅雨前、台風時期、落葉期等）に応じて適宜

(3) 方 法：

排水機能に支障が無い点検し必要に応じて、泥上げ等の作業を行う。

Ⅲ 運営管理

1. 管理体制

1.1 職員の待機

指定管理者が毎事業年度開始前に作成する実施計画書で定める開園日・時間中は、緊急時等の連絡調整に必要な人員として最低1名を管理事務所に待機させ、常時連絡がとれる体制にしておくこと。

2. 安全巡視

2.1 パトロール

(1) 適用範囲：公園全域

(2) 方法：

適切に公園が利用されているか、又は他の利用者の利用を妨げたり、著しい迷惑となる行為が行われていないかなどに注意してパトロールを行う。

2.2 救護

園内において人身事故、事件が発生した時は、指定管理者は現地に急行し事故者の保護に努め、事件関係者の把握に努める。状況に応じ救護の必要があれば応急手当、消防・警察への通報、病院への搬送等、適切な措置をとるとともに、県担当部局に報告すること。

また、病院、消防署、警察署、県との緊急時連絡体制を整えなければならない。

AEDは現在、管理事務所、舞子海上プロムナード、旧木下家住宅の3ヶ所設置しており、救急対応に努めること。

3. 利用の指導

3.1 施設利用方法の指導

海上展望施設の有料施設及び公園内工作物の利用方法の指導を行う。特に安全利用を重視し、危険行為や迷惑行為の防止を図る。

3.2 旧木下家住宅及び旧武藤山治邸の利用方法の指導

(1) 利用マナーの周知

一般見学者及び特別使用・イベント時に部屋を利用する団体には、書面や口頭により利用マナーを周知する。

(2) 入室・人数制限

団体見学など一度に多人数が見学する場合は、入場制限をするなどの誘導を行う。

(3) 使用制限

立入ること、触ること、使用などを禁止する箇所については、注意看板等で明示する。

4. 利用料金等の徴収

兵庫県都市公園条例（以下「条例」という。）及び兵庫県立都市公園条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき適切に運営を行う。利用料金は条例及び規則に基づき徴収する。

4.1 適用範囲

- (1) 海上展望施設（舞子海上プロムナード）
- (2) 駐車場
- (3) 和風住宅（旧木下家住宅）及び西洋館（旧武藤山治邸）

5. 利用の許可

5.1 施設利用の承認

兵庫県立都市公園条例施行規則第 8 条に基づき、兵庫県立都市公園条例施行規則第 6 条第 3 項から第 6 項までの規定に基づく権限は、指定管理者が行う。

【兵庫県立都市公園条例施行規則第 6 条（抄）】

第 1 項、第 2 項 略

第 3 項 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、有料公園施設の利用の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 公園施設又は都市公園の設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障があるとき。

第 4 項 知事は、有料公園施設利用申込書の提出があつた場合において、利用の承認をしたときは、有料公園施設利用承認書を当該申込みをした者に交付するものとする。

第 5 項 第 1 項の本文の場合において、2 以上の者から有料公園施設の利用の申込みがあつたときは、知事は、抽選により施設の利用者を決定し、利用の承認をするものとする。

第 6 項 知事は、有料公園施設を別に定める競技会等のために利用する場合において、特に必要があると認めるときは、第 1 項及び前項の規定にかかわらず、当該施設の利用日の属する年度以前においても利用の承認をすることがある。

5.2 占用の許可及び行為の制限

兵庫県立都市公園条例施行規則第 8 条に基づき、都市公園法第 7 条第 6 号、兵庫県立都市公園条例第 4 条第 1 項第 4 号および第 5 号の規定に基づく権限は、指定管理者が行うものとする。

6. 利用の増進及び住民参画の取り組み

舞子公園は、白砂青松の風致の保全に始まり、近隣住民の憩いの場としての機能、明石海峡大橋を巡る舞子海上プロムナード、移情閣をはじめとする歴史的文化遺産の集積など多様な機能を持ち、さらに公園と明石海峡大橋は、歴史と現代が融合し、21世紀の神戸を代表する景勝地となっている。

近年舞子公園は、明石海峡の景勝を楽しみ、アジアとの交流の地として、国内のみならず、海外(特に東南アジア)からの来園者も多い。

このため、舞子公園の利活用にあっては、従来の地域に根ざした都市公園としての利活用に加え、歴史的文化遺産を保全・活用する視点、さらに国際観光地としての可能性・役割を視野に入れ、明石海峡大橋やホテル等周辺施設と連携を図り、利活用の増進を推進していかなければならない。

6.1 利用促進事業

指定管理者は、公園に対する県民のニーズを的確に把握したうえで、公園の魅力を高め、インバウンドをも視野にいた観光客誘致の取り組みや県民の参画と協働の公園づくりに資する利用促進事業(指定管理業務の一環で行う、参画と協働又は、利用を促すプログラム・イベントであって、支出が収入を上回る事業)を積極的に実施すること。

- (1) 他施設(孫文記念館、橋の科学館等)と連携した広報や利活用イベントを開催するなど、相乗効果が得られるような企画開催に努めること
- (2) 旧木下家住宅(国登録文化財)、旧武藤山治邸(国登録文化財)を単に展示公開施設ではなく、建物の特性を活かした体験学習施設として、使いながら文化財の大切さを学ぶ施設となるように取り組むこと。例えば、明治や昭和の生活の実体験、研究機関と連携した市民講座の開催、これら2館に移情閣を加えた3館合同での歳事企画イベントの実施、外国人観光客を視野にいた文化交流など積極的なプログラム・イベントの企画実施に努めること
- (3) 指定管理者主催のイベントのほか、地域住民やボランティアによる自主イベントを受入れ、県民の自己実現の場を提供するなど、地域一体となった利活用の推進に努めること

6.2 広報活動

(1) 内 容 :

- ① 公園の存在、内容を知らせる
- ② 公園で行われる催しを知らせる
- ③ 休園日・利用時間・利用方法を知らせる
- ④ 有料施設の案内・宣伝
- ⑤ 孫文記念館と連携した効果的な広報

(2) 方 法 : パンフレット、ホームページ、イベント、新聞、情報誌等

- ①パンフレット等を積極的に設置、配布し、利活用を促進すること。
 - ②ホームページや SNS 等を活用して公園やイベントを PR し、利便性の向上に努めること。
 - ③上記内容について具体的な目標値を自ら設定し、その達成に努めること。
(例：SNS アカウントのフォロワー数を〇〇以上に増やす、パンフレットを年〇〇部以上配布する等)
- ※パンフレット、ホームページについては、外国人向けの積極的展開策を期待する。

6.3 「舞子公園管理運営推進協議会」について

(1) 設置目的

本公園には、昔の面影を残す松原、異国情緒豊かな移情閣、世界最大級の吊橋明石海峡大橋などがあり、美しい景観を楽しめる舞子公園を住民参画型公園と位置づけ、地域の人々に親しみのある公園を目指し、その管理運営を推進していくための企画及び実践や管理運営を更に推進するための中長期計画の検討を行う「舞子公園管理運営推進協議会」を設置している。

(2) 組織

①協議会の構成員について

- ・構成員は、学識経験者、住民代表、ボランティア、行政機関（兵庫県、神戸市）、指定管理者等多岐にわたる参画とする。
- ・構成員の選定にあたっては、事前に県と協議・調整を行うこと。令和7年度は少なくとも前年度の構成員を引き継ぐこと。
- ・必要に応じ公募により構成員は選出することができる。

②事務局

- ・指定管理者は事務局として企画、運営・連絡調整等のコーディネートを行うこと

(3) 役割

下記の事項について、公園管理者及び指定管理者へ提案、助言又は支援を行う。

- ・公園の管理運営に関する事
- ・公園の利用促進、活性化についての具体的方策に関する事
- ・その他設置目的を達成するため必要な事項
- ・公園利活用に関するボランティア活動に支援に関する事項

(4) 開催頻度

- ・年2回程度実施すること
- ・日程調整は、指定管理者（事務局）が行うこと
- ・この会議の運営にかかる費用は指定管理者（事務局）が負担すること

(5) 部会

- ・管理運営推進協議会会長が認めたときは、部会を置くことができる。指定管理者は、部会の運営をサポートすること
- ・サポートに掛かる費用は指定管理者が負担すること。

IV 緊急時の対応

1. 災害・事故への対応

1.1 災害への対応

公園施設を常に良好な状態に保ち、気象情報等に注意して災害・事故の未然防止・最小化に努め、災害・事故発生時においては、適切かつ迅速な対応を行う。

(1) 防災対策マニュアルの策定

台風、豪雨、地震、津波、火災などの緊急時に適切かつ円滑な対応を行うため、防災対策マニュアルを県担当部署の承認を得て策定し、緊急時においては基本的にこのマニュアルに基づき行動すること。

(内容) 防災体制、連絡体制、職員行動計画、災害時の措置、二次災害の防止など

(2) 災害時の措置

① 県担当部署又は公園緑地課から発令される指令・指示に従うものとする。

② 緊急点検を実施し、被災状況と危険箇所を把握し速やかに点検結果をとりまとめ、公園緑地課企画管理班に報告すること。災害予算等の資料作成等に協力を行うこと。

③ 人命の安全確保を優先し、二次災害の防止に努める。

④ 二次災害の防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合においては、あらかじめ県担当部署の意見を聞かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

⑤ 前項の場合においては、そのとった措置の内容を県担当部署に直ちに報告しなければならない。

(3) 災害復旧

① 応急対応

危険回避のために必要な場合は最低限の範囲で速やかに応急対応を行うこと

② 災害復旧のための実施協力を行うこと。

1.2 事故への対応

(1) 事故対策マニュアルの策定

事故、急病・けが、事件等が起こった場合に、適切かつ速やかな対応を行うため、あらかじめ事故対策マニュアルを県担当部署の承認を得て策定する。

① 内容

人命の安全確保を優先、連絡体制、職員行動計画、事故時の措置など

(2) 事故時の措置

① 重大な事故（公園施設に起因する 30 日以上の治療を要する重傷者又は死者の発生する事故）については、必ず県に報告、その他の事故については適宜報告する。

- ②事故が発生したときは、直ちにその状況を把握し、人命の安全を優先した最善の処置をとらなければならない。
- ③事故防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要であると認められるときは、あらかじめ県担当部署の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- ④前項の場合においては、そのとった措置の内容を県担当部署に直ちに報告しなければならない。

1.3 訓練・予防

- (1) 緊急時に際して、適切かつ円滑に行動することができるよう、防災訓練、消火訓練、人命救助訓練等を行うものとする
- (2) 夜間パトロールの実施やたき火等の危険行為に対する注意の喚起等、災害・事故の予防対策を講じる

2. 警備

防犯、火災監視、設備監視のため、舞子海上プロムナード、地下駐車場、管理事務所、旧木下家住宅、旧武藤山治邸の夜間及び休業日の警備を行うこととして、警備実施計画を県担当部署へ報告すること。

3. 損害保険への加入

3.1 第三者損害保険への加入

事故の原因が公園施設そのものの欠陥の場合は県担当部署の責任となるが、管理の瑕疵による場合は、別途締結する管理協定書の定めにより指定管理者の責任になるので、下記と同等以上の損害賠償保険に加入すること。

また、公園内のイベント開催やボランティア活動の主催者に対しては、事故を防止する対策を求めるとともに、施設の機能や性能を考慮し、都市公園の管理上、指定管理者が必要と判断する場合には、損害保険の加入を義務づけるなどの対応を行うこと。

(内容) 公園等総合責任賠償責任保険

対人賠償 1人につき1億円 1事故につき3億円

対物賠償 1事故当たり 500万円

3.2 建物共済への加入

指定管理者は、公園施設等について、兵庫県の定める額をもって兵庫県を受取人とする建物共済に加入すること。

V その他

1. 県への報告

1.1 報告

- (1) 指定管理業務開始に先立ち、園内及び公園施設の確認を行い、公園台帳との異同など現状を県担当部署に報告する。
- (2) 入園者数及び有料施設等の利用状況を県担当部署に報告する。
- (3) 各報告事項は、所定の様式に基づき作成し、県担当部署に報告する。

① 日報

利用状況、維持管理作業等の状況について、日報を記録し、県の求めに応じ報告できるように整理を行う。

② 月報

入園者数、有料施設等の利用状況及び維持管理作業状況を所定の様式に基づき報告、提出すること。

③ 年報

上記を月別にまとめたものを報告、提出すること。

④ 日入園者数の把握

有料施設の利用者数、駐車台数を基準（又は目安）に、必要に応じ目視による調査を行うとともに、既存過去データも参考にして、入園者数を把握すること。

⑤ 利用者満足度調査

公園に対する県民ニーズを的確に把握し、県民サービスの向上に生かすため、利用者満足度調査をすること。また、その結果を自己評価に反映すること。

【年間目標調査数】

- ・公園利用アンケート：合計 200 人以上（通年）
- ・イベントアンケート：合計 200 人以上

（原則 2 回以上：春、秋のイベントで各 1 回以上）

- ・施設アンケート：合計 100 人以上（通年）

※調査対象は特定の属性の利用者、日時に偏りが無いよう努めること。

※利用者満足度調査の結果は、県担当部署が実施する管理運営評価に反映するものとする。

⑥ 自己評価

毎年度、管理運営に関する自己評価を実施し、県担当部署に報告すること。

⑦ 苦情、要望等の特別な事項については県担当部署へ報告すること。

⑧ 利用促進事業の内容及び収支について報告すること

⑨ 収益事業の収益を指定管理業務に充当している場合は、内容及び収支を県担当部署に報告すること。

- (4) 指定管理者が実施する施設修繕等により、公園台帳に変更が生じる場合は、「施設台帳等の作成の手引き（兵庫県県土整備部）」により台帳の修正を行い、「施設台帳等作成チェックリスト」とあわせて業務完了時に成果品として県担当部署に提出すること。

2. 県への損害賠償

2.1 損害賠償

指定管理者が業務遂行に当たり、県に損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

3. 指定管理業務以外の業務

3.1 収益事業

指定管理者は、指定管理業務以外で、収益事業（利用促進事業に該当しない都市公園法及び兵庫県立都市公園条例で認められた範囲で、指定管理者が知事の許可を得て公園内において自らの責任で行う事業）を行うことができる。